

通行できない経路は 不許可となります

これまで算定あるいは協議の結果、通行できない経路であることが判明した場合、迂回路等の補正の連絡をしていましたが、**10/1受付分より不許可**となります。

* 全ての経路が通行できない場合は、申請そのものが**不許可**となりますが、複数経路のうち、一部に**通行できない経路**が存在する場合、通行できる経路のみの許可となります。

* **通行できない経路は、不許可経路調書**で確認願います。

不許可経路調書

| |
|---|
| 株式会社ABC運輸 限 |
| 不許可経路調書 |
| 平成18年1月23日付けで申請のありました標記について、下記の経路について不許可といたしますからご承知下さい。 |
| 記 |
| 1. 不許可となった経路 001.000 |
| 標記情報は別紙：通行経路表を参照する事 |
| 2. 不許可とした理由 |

不許可

| |
|---|
| 株式会社ABC運輸 限 |
| 特殊車両通行許可申請の不許可について（通知） |
| 平成18年1月23日付けで申請のあった標記について下記により不許可とする。 |
| <small>なお、この標記について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本通知書を受け取った日の翌日から60日以内に国土交通大臣に、審査請求をすることができ（なお、本審を受け取った日の翌日から60日以内であっても、差分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件法の定めるところにより、本審を受け取った日の翌日から起算して6か月以内、審査請求を提出し、この期間中に（審判を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、審査請求として（訴状）において自ら代表する者（訴訟代理人）を指定し、差分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本審を受け取った日又は訴状の送達を受けた日の翌日から6か月以内であっても、差分の日は判決の日から1年を経過すると差分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。</small> |
| 記 |
| 不許可とした理由 |

- ※ 不許可となった経路であっても審査のために要した手数料は返却できません。
- ※ 不許可となった経路については、必要に応じ、迂回路等の訂正を行って再度申請して下さい。その場合、手数料はあらためて必要となります。

申請前に申請支援システムの算定機能で通行の可否を確認のうえ申請するようにしましょう！

近畿地方整備局 大阪国道事務所 特殊車両係
電話06-6932-1421(代)